

萬葉集新考 卷十八

186  
159

186-159



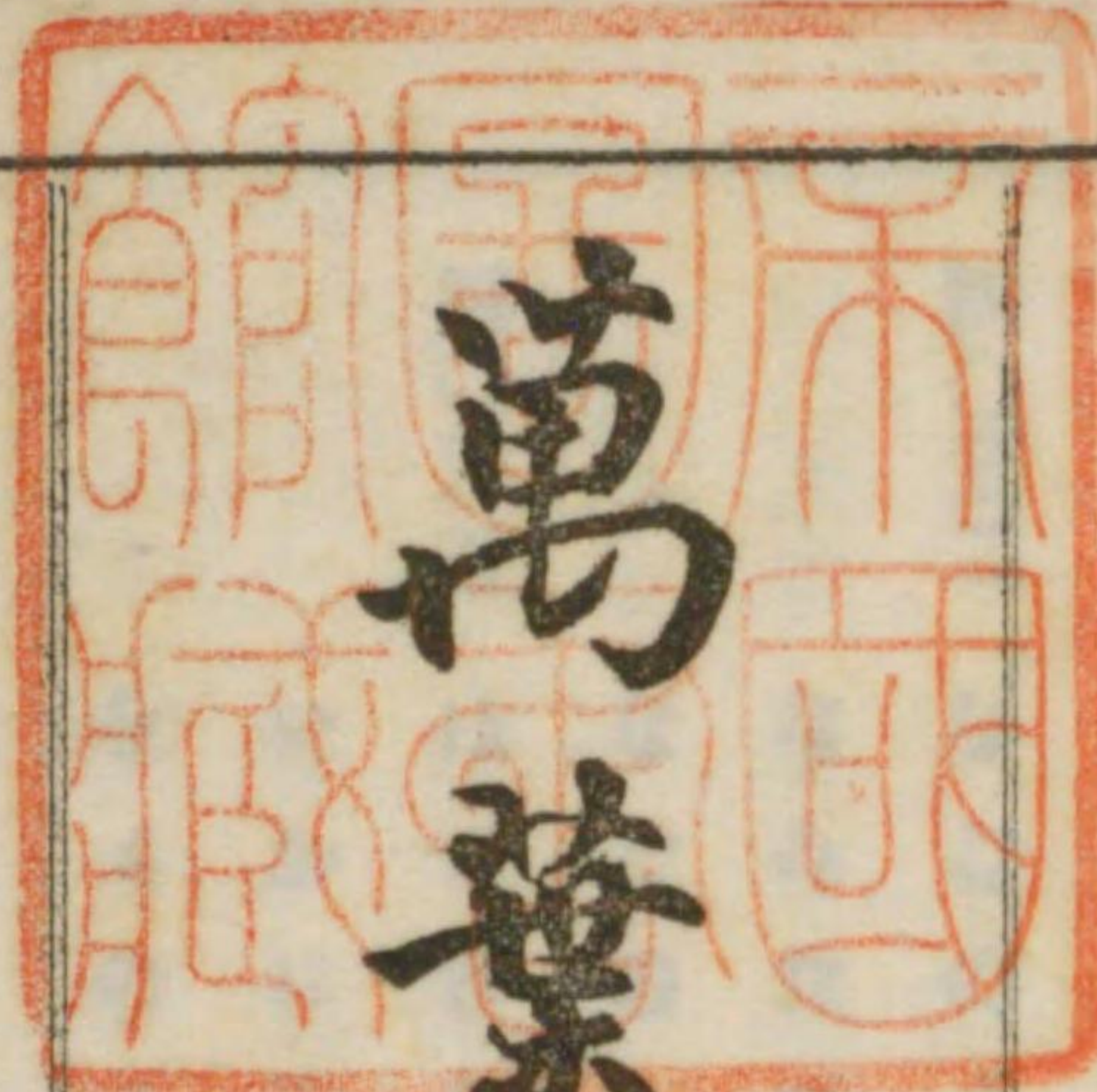
\*1200601257170\*



井上通泰著

萬葉集新考 卷十八

歌文珍書保存會



大正  
15. 6. 23  
丙交



とあり○オモヒシナベニは思ヒシママニなり。カグハシ君は  
カグハシキ君なり。人にはカグハシとはいふまじきに似たれ  
ど十九卷なる同じ作者の作れる長歌にもサキニホフ花タチ  
バナノ、カグハシキミオヤノミコトとあり  
朝参乃きみがすがたをみずひさにひなにしすめばあれこひに  
けり

一頭云、はしきよしいもがすがたを

同閏五月二十八日大伴宿禰家持作之

初句を真淵以下マキリノと四言によみたれど當時は既に短  
歌の五言を四言に作らば人うべなはじ。又宣長は朝参を朝戸  
出の誤としたれど朝戸出は朝戸出ノ君ガヌガタヲヨク見ズ  
テ(十卷)などありて朝に別れて出行く事なればこゝにはかな  
ひがたし。案ずるに音にてテウサンノとよむべし。朝参は出勤

の事にて令にも見えて當時の人の口に馴れたりし語なり。さ  
てこは男子に贈るべき料にて一作の方は女子に贈るべき料  
なり

こゝも閏五の二字を削るべし

天平感寶元年閏五月六日以來起<sub>二</sub>小早<sub>一</sub>百姓、田畝稍有<sub>二</sub>凋色<sub>一</sub>  
也、至于六月朔日忽見<sub>二</sub>雨雲之氣<sub>一</sub>仍作<sub>レ</sub>雲歌一首△短歌一絶

すめろぎのしきますくにのあめのした四方のみちには

うまのつめいつくすきはみふなのへのいはつるまでに

いにしへよいまのをつつにヨロツツキまつるつかさどつくり

たるそのなりはひをあめふらず日のかさなればうゑし

田もまきしはたけもあさごどにしほみかれゆくそを見

ればこころをいたみみどり兒のちこふがごどくあまつ

みづあふぎてぞまつ(あしひきの)やまのたをりにこの見



ゆる あまのしらくも わたつみの おきつみやべに たちわたり どのぐもりあひて あめもたまはね

題辭の起を略解に赴の誤とし古義に越の誤とせり。もこの方なほまされり。稍は一本に稻とあり。これも通本の方まされり。有凋色也の也は諸本に無し。又一本に六月の上今の字あり。○短歌の上に并の字を補ふべし。

クニノは國ナルなり。初四句は天皇ノシキマス國ナル天ノ下ノ四方ノ道ニハと心得べし。そのヨモノミチは東西南北の地文的四道なり。行政的に分たれたる七道とは相與からず。○ウマノツメ以下四句は祈年祭祝詞に

青海原ハ棹柁干サズ舟艦ノ至留ル極、大海原ニ舟滿ツツケテ陸ヨリ往ク道ハ荷、緒縛堅メテ磐根木根履サクミテ馬ノ爪ノ至留ル限、長道間ナク立ツツケテ

といへるに依れるなり。イツクス、イハツルのイは添辭なり。さてツクス、ハツルは共に上にイタリを添へて心得べし。又マデニのニは除きて心得べし。○ツキは所謂年貢、ツカサは長上なり。ヨロヅツキマツルツカサトはタテマツル萬ノ年貢ノ長上トシテといふ意なるを五七の調の爲にマツルとヨロヅツキとを顛倒せるなり。○ツクルは田ツクリ瓜ツクリなどいひ今もツクリ取、作物サクモツなどいへば特に農事にいふ語にてこゝもただツクリタルとのみいひて農作の事とは聞ゆるなり。○ナリハヒも亦特に農事にいふ語なり。崇神天皇紀に農天下之大本也とありて農をナリハヒと訓せり。ナリハヒヲはナリハヒナルヲなり。○ハタケは古義にハタケは陸田毛の義なるべしと中山嚴水いへり。、、陸田にまきおほしたる豆麥の類を陸田毛と云よりうつりて遂



にその種<sup>タケ</sup>る地をいふこととなれるなるべし  
 といへり。はやく和名抄には畠を八太介と訓せり。さてこゝは  
 畠の事とも畠の作物の事とも聞ゆべし。○ココロヲイタミは  
 胸ノイタサニなり。アマツ水はこゝにては雨なり。○タヲリは  
 山の端の撓みて低くなれる處なり。十三卷(一〇四頁)にも高山  
 ノ峯ノタヲリニ射部<sup>イ</sup>タテテシシマツゴトクとあり。コノはカ  
 ノといはむに同じ。○ワタツミノオキツミヤベニは海神ノ宮  
 ノ方ニとなり。かく云へるは海神は雨を掌るが故なり。○トノ  
 グモリアヒテはソノ海神ノ宮ナル白雲ト曇リ合ヒテとなり。  
 トノグモリはただ曇る事なり。○雨モタマハ子<sup>ハ</sup>は山のたをり  
 に見ゆる白雲に對して云へるなり。古義に『海神に希ふなり』と  
 いへるは非なり  
 反歌一首

このみゆるくもほびこりてとのぐもりあめもふらぬかこころ  
 だらひに

右二首六月一日晩頭守大伴宿禰家持作之

ホビコリテはハビコリテなり。ココロダラヒニは我満足スル  
 ヤウニとなり。上なる賀<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>金詔書歌にもシガ子ガフ心ダラヒ  
 ニとあり

賀<sup>ニ</sup>雨落<sup>ニ</sup>歌一首

わがほりしあめはふりきぬかくしあらばことあげせずともと  
 しはさかえむ

右一首同月四日大伴宿禰家持作之

コトアゲを二註に神に祈ることなりと云へり。コトアゲはげ  
 に祈禱などを云へるならめどコトアゲセズトモは神祇ヲ勞  
 シ奉ラズトモとうつすべし。○トシは稔<sup>ヒ</sup>なり



七夕歌一首并短歌

あまてらすかみの御代より やすのかは なかにへだてよ  
 むかひたちそでふりかはし いきのをになげかすこら』わ  
 たりもりふねもまうけず はしだにも わたしてあらばそ  
 のへゆも いゆきわたらし たづさはり うながけりゐて お  
 もほしき こともかたらひ なぐさむる ころはあらむを  
 なにしかも あきにしあらねば ことごひの ともしきこら』  
 うつせみの 世人われも こと<sup>宇</sup>しも あやにくすしみ 往更<sup>ユキカハル</sup>  
 年のはごとに あまのはら ふりさけ見つつ いひつぎにすれ  
 アマテラスカミノ御代ヨリは特に天照大御神に關係ありて  
 いへるにあらず。ただ神代ヨリといふことをかく云へるなり  
 ○ヤスノカハは高天原にある河なり。漢土より傳はりし二星  
 傳説が我邦のものとなるまゝに銀河も天安河に代りしなり

(十卷一六五頁及一九八頁參照)○ころのへダテテは中ニオキ  
 テなり。イキノヲニは命ヲカケテといふことならむ。集中にイ  
 キノヲニ思フとよめる歌多し○ナダカスコラは下なるトモ  
 シキコラとおなじく一段のどぢめなり。カナを添へて見べし。  
 さてムカヒタチ袖フリカハシは二星にかゝれる事なるをコ  
 ラ(即織女)にて受けたるは心ゆかず  
 マケズをマウケズといへるは八<sup>ヤ</sup>日<sup>カ</sup>をヤウカといふにおなじ  
 き音便なり。さてマウケズにて切れたるなり。俗談ならば設ケ  
 ヌガなどいふべし○ソノヘユモは其上カラデモなり。イユキ  
 ワタラシ以下の主格は牽牛なり。但ワタリといはでワタラシ  
 といへれば牽牛になりて言へるにあらず○ウナガケリは古  
 事記に八千矛神の御事を云へる處に  
 カク歌ヒテ即宇伎由比シテウナガケリテ今ニ至ルマデ鎮



なり○以上は彼宣命に

又大伴佐伯宿禰ハ常モ云如ク天皇朝守仕奉事願ナキ人等  
ニアレバ汝<sup>イマシ</sup>タチノ祖<sup>オヤ</sup>ドモノ云<sup>イヒ</sup>來<sup>イキ</sup>ク海<sup>ユカ</sup>行<sup>ユカ</sup>バミツグ屍、山行バ  
草生ス屍王<sup>オホキミ</sup>ノヘニコソ死<sup>シナ</sup>メノドニハ不死<sup>シナジ</sup>ト云來ル人等ト  
ナモ聞召ス

とあるに據れるなり○大伴ト佐伯ノ氏ハは下のトを略せる  
なり。佐伯氏は大伴室屋の時その奏請によりて大伴氏より分  
れて大伴氏と相並びて宮門の左右を衛り奉りしなり(室屋二  
男談<sup>カケリ</sup>をして大伴氏の稱を繼がしめ己は佐伯氏と稱せしが後  
に談の二男歌佐伯氏を繼ぎき)○タツルコトダテの語例は仁  
徳天皇紀の御製に  
うまびとのたつることだてうさゆづるたゆまつがむにな  
らべてもがも

とあり。今のコトダテはコトダテニのニを略せるにて人ノ子  
ハ以下四句はそのコトダテの内容なり。人ノオヤは世間の父  
祖なり○オヤノ名タズは家業ヲ變ゼズといふことなり。古  
義に先祖ノ嘉名ヲ斷タズと譯せるは當らず。マツロフモノま  
でが世間の父祖の唱ふる所なり○コトノツカサゾとあるコ  
トノといふこと穩ならず。コトノは言ノにてソノ言ノ如キ世  
襲ノ官ゾといへるにや○アヅサユミ云々は兩氏は武官の家  
なればかくいへるなり。アサマモリ云々は兩氏の宮門を奉衛  
すること云へるなり○アサマモリユフノマモリニのをさ  
まる處なし。恐らくはその下にアヒナラビツカヘマツリテな  
ごいふ二句のおちたるならむ○三門の三は御の借字なり。ミ  
カドノマモリの下にハを添へて心得べし○且を從來マタと  
よめり。又代匠記略解には且比等波安良自等の下の等を(九言



となるにも拘はらず上に附け古義には下に附けたり。案ずるに且を衍字として

和禮乎於吉豆の豆の字を誤りて二度書き更にその第二の豆を且と誤り書きたるならむ

ワレヲオキテヒトハアラジトとよむべし。五卷なる貧窮問答にもアレヲオキテヒトハアラジトホコロヘドとあり○伊夜多豆を略解に

イヤタテは上にコトダテといふを受く。氏の下氏の字脱たるかど契沖いへり。さも有べし

といひ古義に 等伊夜多豆はト彌立イタテにて上に異立といへるを受けていよいよ

よそを立るよしなり といへれど上なるコトダテはコトダテニの略にてコトダテ

ニ云々トイヒツゲルと照應せるなればこゝに至りて更にそを受くべきにあらず。おそらくはイヤタ豆はイヤタ家久の誤脱ならむ。そのイヤタケクオモヒシマサルは上なるウレシケクイヨヨ思ヒテと呼應せるなり。ウレシケクイヨヨ思ヒテ云トイヤ猛クオモヒシマサルと中間を略して見なばたやすく心得らるべし。オモヒシマサルはオモヒゾマサルと心得べし○御言ノ左吉を略解に

御言ノサキは御言の幸也。かの詔に大伴佐伯云々ヒトツフタツ一二治賜とある是大伴を幸はへ給也

といひ古義に之を敷衍して 幸とは御恩恵を施して臣等をさきはへにぎはしめ賜ふよしにていへり

といへり。左吉は元暦校本及類聚古集には左右とあり。之に従



ひてサマとよみてオモムキと心得べきにあらざるか○左吉  
乃一云乎とあるを略解に

一書の乎とあるかたよし。キケバ貴ミは上のオモヒシマサ  
ルの句へ返る意也

といひ古義に

キケバを上へうつして御言ノサキノタフトミとつづけて  
心得べし。六卷にヌバ玉ノ夜ギリノタチテオホホシクテレ  
ル月夜乃ミレバカナシサとあるもミレバを上へうつして  
月夜ノカナシサと心得る言づかひにて今の歌と全同例な  
り。舊本左吉の下に注して一云乎とあるは用べからず。此は  
いにしへのことばづかひをよくもわきまへぬ人のみだり  
に乃を乎に改め寫したる本のありしを仙覺などが校正せ  
るときに注したるなるべし。左吉乎にては調のはえなくき

こゆるを左吉乃と云るにてこそおもしろけれ

といへり。案ずるにこゝは略解にいへる如く聞ケバタフトミ  
イヤタケクオモヒシマサルと返るなれば六卷(八三頁)なるテ  
レル月夜ノ見レバカナシサなどは同例とすべからず。タフ  
トミのミはイハバユユシミなどのミにて貴キニヨリテと心  
得べきなればこゝは御言能左吉乎。キケバタフトミといふか  
又は御言能左吉乃。タフトクシアレバといふべきなり。おそら  
くはもと反歌の第一首の如く

御言能左吉乎一云聞者貴美一云貴久之安禮婆

とありしを本文の乎と註の乃とを顛倒せるならむ

反歌三首

大夫マツラフのココロおもほおほきみのみことの左吉乎能一云聞者ガた  
ふとみ



一云貴くしあれば

このココロオモホユは例の心ヲモツといふ意なるココロヲオモフの自然形にて心ガモタレルとなり。初二は長歌のイヤタケクオモヒシマサルに當れり。大伴のどほつかむおやおのおくつきはしるくしめたてひとのしるべく

オクツキハは奥津城ニハのニを省けるなり。シメタテは標ヲ立テヨにてその標は標木(又は標石)なり。標木をシメといへる例は十一卷(三五四頁)にかくしてやなほやなりなむ大荒木のうき田の杜のしめならなくに

とあり。又孝徳天皇白雉元年紀に立宮堺標とあり。古義に「シメタテは標ユヒタテヨとなり」といひて標繩の事としたるは非

なり○此歌は例の詔詞に

又御世御世ニ當テ天下奏賜ヒ國家護仕奉ル事ノ勝在臣タチノ侍所ハ置表テ與天地共ニ人ニ不令悔不令穢治賜フ云々

とあるに依れるなり

すめろぎの御代さかえむとあづまなるみちのくやまに金花さく

天平感寶元年五月十二日於越中國守館大伴宿禰家持作之

ミチノク山は即長歌なるミチノクノ小田ナル山なり。第二句の語例は六卷(一六頁)に靴かくる伴のを廣き大伴に國さかえむと月はてるらしとあり



爲<sub>下</sub>幸<sub>二</sub>行<sub>一</sub>芳野離宮之時儲作歌一首并短歌

たかみくら あまの日嗣と 天下<sub>アノシタ</sub> しらしめしける すめろぎ  
 の かみのみことの かしこくも はじめたまひて たふとく  
 も さだめたまへる みよしぬの このおほみや爾<sub>ニ</sub> ありがよ  
 ひ めしたまふらし もののふの やそともものをも おのがおへ  
 る 於<sub>オ</sub>能<sub>ヤ</sub>我<sub>ノ</sub>名<sub>ナ</sub>負<sub>ナ</sub>名<sub>ナ</sub>負<sub>ナ</sub> 大王の まけのま久<sub>ニ</sub>ま久<sub>ニ</sub> (此河の) たゆる  
 ことなく (此山の) いやつぎつぎに かくしこそ つかへまつ  
 らめ いやとほながに

儲作は豫作なり。他年從駕せむをりの爲に作れるなり  
 タカミクラは高御座ニなり。上なる獨居<sub>ニ</sub>幄裏<sub>ニ</sub>云々の歌にもタ  
 カミクラアマノ日繼ト、スメロギノカミノミコトノ、キコシヲ  
 ス國ノマホラニとあり。こゝのスメロギノ神ノミコトは應神  
 天皇を指し奉れるなり。○ハジメタマヒテのテは削りて見べ

し。長歌の對句に用ひなれたるテなり。○コノオホミヤ爾アリ  
 ガヨヒメシタマフラシの爾は乎の誤ならむ。反歌にはヨシヌ  
 ノミヤ乎アリガヨヒメスとあり。アリガヨヒは通ヒツツなり。  
 メシは見の敬語なり。メシタマフラシまでが第一段なり。○モ  
 ノノフノヤツトモノヲは文武百官なり。○於能我名負名負を  
 宣長は  
 オノガ名負且とありしをかく誤れるならん。先祖ヨリ負へ  
 ル家ノ職ヲ負テといふ也  
 といひ(記傳卷三十九二頁<sub>二</sub>七<sub>七</sub>にはオノガナオヒとよめり)雅澄  
 は上の負を削りてオノガ名名オヒとよめり。案するにオノガ  
 負ヘルといひて更にオノガといふべきにあらず。下の於能我  
 はもと於夜能とありしが上なる於能我よりまぎれたるなら  
 む。名負名負はげに上なる負を衍字としてナナオヒとよむべ



し。オノガオヘルオヤノ名々のオヒは自己ノ負持テル家職家職ヲ負持チテとなり。名は職業なり(記傳三十九卷二二七一頁二七 參照)○麻久麻久は古義にいへる如く麻爾麻爾の誤なり○此河ノ此山ノは此河ノ如ク此山ノ如クとなり

反歌

いにしへをおもほすらしもわごおほきみよしぬのみやをありがよひめす

初二はイニシヘノ御代御代ノ行幸ヲシノビタマフラシとなり。メスは見タマフハとなり。もののふのやそ氏人も(よしぬがは)たゆることなくつかへつつ見む

三句は枕辭なり。ヨシ野ノ宮ヲ見ムといふべきをそのヨシヌノ宮ヲを前の歌に譲れるなり

爲贈京家願真珠歌一首并短歌

珠洲のあまのおきつみかみに いわたりて かづきとるといふ あはびたま いほちもがも はしきよし つまのみことの(ころもでの) わかれしときよ (ぬばたまの) 夜床かた古り あさねがみ かきもげづらす いでてこし 月日よみつつ なげくらむ 心なぐさ余 ほととぎす きなく五月の あやめぐさはなたちばなに ぬきまじへ かづらにせよと つつみてやらむ

珠洲は能登の郡名なり。オキツミカミは契沖が『奥津島山をさして神と云』といへるに従ふべし。反歌の第二首にもオキツ島イユキワタリテといへり。略解に『海を即海神としてよめり』といへるは非なり。もし海の事ならばオキツミカミヲイワタリテとあるべければなり。イは添辭なり。アハビタマは即真珠



なり。イホチは五百なり。五百千にあらず。語例は雄略天皇の御製(古事記)に

をどめの、いかくる岡を、金<sup>カナ</sup>鉏<sup>スギ</sup>も、いほちもがも、すきばぬるもの

とあり。記傳卷四十二(二四一三頁)に

イホチのチはハタチ、ミソヂ、モモチ、チチなどのチにてヒトツ、フタツのツと同くてイホツと云に同じ

といへり。但イホツツドヒ、イホツ綱、イホツ御スマル、イホツ眞神などいへどイホチ何といへる例は無し。○カタ古リの古は契沖の云へる如く左の誤なり。夜床カタサリは夜床の半を夫の分として避くるなり。熱田縁起なる日本武尊<sup>ヤマトタケル</sup>の御歌にもあゆちがた氷上姉子はわれこむとどこさるらむやあはれ姉子を

とあり。○イデテコシは作者ノ國ヲ出デテ來シなり。心ナグサ余の余は契沖ガ爾の誤とせるに従ふべし。○アヤメグサハナタチバナニは菖蒲及花橘ニなり  
白玉をつつみてやら波<sup>ナ</sup>あやめぐさはなたちばなにあへもぬくがね

前後の例に依らば此歌の前に反歌四首又は反歌とあるべきなり

ヤラ波は契沖のいへる如くヤラナの誤なり。ヤラナは遣ラムなり。アヘモヌクガネは交へモ貫クベクなり。シラタマは即アハビ珠なり  
おきつしまいもきわたりてかづくちふあはびたまもがつらみてやらむ  
海人がといふことを略せるなり。又カツクチフはカツギトル



チフを略せるなり  
わぎもこがこころなぐさにやらむためおきつしまなるしらた  
まもがも

シラタマモガモは白玉モ得テシガモとなり

しらたまのいほつとごひを手にむすびおこせむあまはむがし  
くもあるか

一云我家牟伎波母

右五月十四日大伴宿禰家持依興作

初二の語例は十卷(一五二頁)にあり。イホツツドヒはあまたの  
玉のつとごひたるをいふ。略解に『イホツ御スマルといふに同じ』  
といひ古義に『多くの玉を貫集へたるをいへり』といへれど少  
くともこゝにては緒に貫きたる玉にあらず○手ニムスビを  
古義に『すべて緒に貫きたる玉は多くは手にまつひ著くるも

のなればいへり』といへれどもし手にまどふ事ならば外の例  
の如く手ニマキテといふべし。否人に玉を贈るにおのが手に  
纏きては贈るべからず。又海人はみづから玉に孔を穿ちなど  
はすべからず。思ふに手ニムスビは手ニスクヒならむ○ムガ  
シを古義に

喜ばしく心になひたることにいふ詞なり。靈異記に喜ハム  
ガシビとあり

といへり。こは日本靈異記上卷なる得雷之喜令生強力子縁第  
三の訓註に喜(牟加之比)とあるを云へるなり。本文には喜とあ  
るを訓註には喜としたり。いづれか一つは誤字なるべけれど  
喜喜は意義相似たればムガシといふ語の意を尋ぬるには妨  
なし。さてこゝの喜は本文に

汝何報<sup>△</sup>雷答言也<sup>△</sup>寄於汝<sup>△</sup>令胎<sup>△</sup>子而報<sup>△</sup>



とある報に當りて感謝といふことなればムガシはただヨロ  
 コバシといふとは少し異にて俗語にアリガタシといふに同  
 じからむ  
 一云の我家牟伎波母には誤字あらむ。類聚古集には家を宇に  
 作れり。ワガウムギセモにてウムギは感謝といふことならむ。  
 ウムグはウムガシムに同じかるべし。ウムガシムは續紀第十  
 三詔にイソシミ宇牟賀斯美ワスレタマハズまた第二十六詔  
 に宇牟我自彌カタジケナミオモホシメシテとありてオムガ  
 シムに同じ。さてウムグとウムガシとの關係はなほナゲクと  
 ナゲカシとの如し。又本文にムガシクモアルカとあるムガシ  
 はやがてウムガシ(又はオムガシ)の頭を省けるなり。セムをセ  
 モともいふべきは八卷(二〇九頁)にフル雪ノケヌトカイハモ  
 とあるにて知るべし。十四卷なる東歌には今ハイカニセモな

どもをモといへる例頗多し

教諭史生尾張少咋歌一首并短歌

七出例云 但犯一條即合出之、無七出輒棄者徒一年半

三不去云 雖犯七出不合棄之、違者杖一百、唯犯姦惡疾得棄

之

兩妻例云 有妻更娶者徒一年、女家杖一百離之

詔書云 愍賜義夫節婦

謹案先件數條建法之基化道之源也、然則義夫之道情存無別

一家同財豈有忘舊愛新之志哉、所以綴作數行之歌、令悔棄

舊之惑、其詞曰

おほなむち すくなひこな野 神代より いひつぎけら之 父  
 母を 見ばたふとく 妻子見ば かなしくめぐし(うつつせみの)  
 よのことわりと かくさまに いひけるものを 世人の たつ



ることだて『ちさの花 さけるさかりに △』はしきよしそ  
 のつまのこど あさよひに るみゝるます毛 うちなげきか  
 たりけまくは『どこしへに かくしもあらめや 天地のかみ  
 ことよせて(春花の) さかりもあら △△ △たしけむ ときの  
 さかり曾波居て なげかすいもが 何時も つかひのこむ  
 と またすらむ 心さぶしく、南吹 雪消益而 射水河 流水沫  
 の よるべなみ さぶる其兒に(ひもの緒の) いつがりあひて  
 (にほごりの) ふたり 雙座 那吳のうみの おきをふかめて 左  
 どはせる きみがこころの すべもすべなさ(言佐夫流者遊行  
 女婦之字也)

史生は目の次にて國司中最低き官なり  
 七出と三不去とは令に出で兩妻例は律に出でたるなり。養老  
 刊修の大寶令十卷三十篇、今はその二篇を失ひ同律十卷十二

篇、今は僅にその四篇を存せり。七出は戸令に  
 凡妻ヲ弃テムコトハ七出ノ状アルベシ。一ニハ子ナキ、二ニ  
 ハ姦佚、三ニハ舅姑ニ事ヘザル、四ニハ口舌、五ニハ盜竊、六ニ  
 ハ妬忌、七ニハ惡疾  
 とあり。又三不去は戸令に  
 弃ツル状アリトイヘドモ三不去アリ。一ニハ經テ舅姑ノ喪  
 ヲ持ケシ、二ニハ娶リシ時ニ賤シカリシガ後ニ貴キ、三ニハ  
 受ケシ所アリテ歸サム所ナキ、即義絶姦佚惡疾ヲ犯サバ此  
 令ニ拘ハラザレ  
 とあり。戸婚律は法曹至要鈔に引きたれど完からず○二註に  
 三不去の下に例の字を補へり。寧七出の下に例を衍とすべき  
 か○詔書を契沖雅澄は和銅七年六月の大赦詔書としたれど  
 此御代にもさる意の詔書の出でけむを指せるならむ○存は



在の義なり。財は躰の誤ならむ。豈の下に可をおとせるか  
總躰五卷(一二頁)なる山上憶良の令反感情歌に倣へり。就中父  
母ヲ以下六句は彼歌に父母ヲミレバタフトシ、妻子ミレバメ  
グシウツクシ、ヨノナカハカクゾコトワリとあるに依れるな  
り。メグシはカハユシなり。又ウツセミノ以下の語例は十五卷  
に

よのなかのつねのことわりかくさまになりきにけらしす  
ゑし種から

とあり○イヒケルモノヲは上なるイヒツギケラ之と照應せ  
るなればイヒツギケルモノヲの略と認むべし。イヒツギケラ  
之は宣長の説に久の誤なりといへり。げに然るべし。イヒツギ  
ケラクはイヒ繼ギケルヤウハとなり○世ノ人ノタツルコト  
ダテは上なる賀陸奥國出金詔書歌に

人のおやのたつることだて、人の子はおやの名たれず、大君  
にまつろふものと、いひつげることのつかさぞ

とあるに據ればコトダテニのニを省けるなり。さてそのコト  
ダテはコトアゲに近き意なるべき事上にいへる如し○チサ  
ノ花はチシヤノ木ノ花なり。サケルサカリニの次に若干句お  
ちたるにて當時さる諺ありしをさながら取れるならむ○ツ  
マノコは妻なる女なり。惠美々惠末須毛の毛は美の誤ならむ。  
十一卷(二〇一頁)にもエミミイカリミツケシ紐トクとあり。或  
は笑ミ或ハエマズとなり○カタリケマクハは足下ガ語リケ  
ムヤウハとなり。トコシヘニ以下六句はその語辭なり○トコ  
シヘニカクシモアラメヤはイツマデモカク窮シテアラムヤ  
ハとなり。天地ノ神コトヨセテは四卷(七二頁)なる笠、金村の長  
歌にも見えたり。辭モテオホセテとなり○サカリモアラダシ



ケムはアラとタシとの間に官本に牟等末の三字ありと代匠記にいへり。サカリモアラムトマタシケムは盛モアラムト君ガ待チ給ヒケムとなり。○トキノサカリ曾は宣長雅澄ガ乎の誤とせるに従ふべし。ソノ時ノ盛ナルモノヲとなり。さて時ノサカリは史生に任せられたるを云へるなり。○波キテの波を真淵は放の誤としてサカリとよめり。之に従ふべし。サカリはハナレなり。○ツカヒは夫よりの迎の使なり。マタスラム心サプシクは心サプシク待タスラムと顛倒して心得べし。十七卷(七二頁)なる同人の長歌に

たらちねの母のみことの大ぶねのゆくらゆくらに、したごひにいつかもこむと、またすらむ情さぶしく

とあると同格なり。さて心サプシクの次にサルヲといふことを補ひて心得べし。略解に『心サプシクは末のスベモスベナサ

といふへかゝれり』といへるはひが言なり。○ミナミは南風なり。ミナミフキ以下五句はサプルにかゝれる序なり。二註にヨルベナミの序として『旅にてよるべもなきまゝに遊行女婦になれそめしなり』といへるはいみじきひが言なり。○雪消益而は略解の如く益を溢の誤字又は略字としてユキゲハフリテとよむべし。下には射水河雪消溢而とあり。ハフリテはアフレテにおなじ。十四卷(一七六頁)にクニハフリとあるも平地ヲ溢レテなり。○ユキゲは雪ギエノ水を略せるにてなほ南風を略してミナミとのみ云へる如し。古義にケを清みてユキ、ケハフリテとよみて消エ溢レテの意とせるは非なり。雪ガ溢レテとはいふべからざるが故なり。○流水沫能は舊訓の如くナガルミナワノとよむべし。ナガルルといふべきを古格に依りていへるなり。古義に流を浮の誤とせるは却りてわろし。○サプル



はウカルル(漢語の放浪)といふ意にて此遊行女婦の名を左夫流といふは遊行女婦はやがて所謂ウカレメなれば然名づけたるならむ(此卷一〇頁参照)〇ソノといへるは此遊行女婦の名をやがて左夫流といふが故にてサブルソノ兒ニはサブルソノ佐夫流兒ニといはむが如し〇ヒモノヲノイツガリアヒテの語例は九卷(一二五頁)に

とよ國の加波流はわぎへ紐の兒にいつがりをれば革流はわぎへ

とあり。イツガリのイは添辭にてツガリはツラナリなり〇ニホドリノフタリナラビキは五卷(三頁)なる憶良の日本挽歌にも見えたり〇那吳ノウミノオキヲの九言はフカメテにかゝれる枕辭にてフカメテは深クなり。例は近くは十六卷(五三頁)にあり〇左ドハセルは万ドハセルなどの誤かと思ふに反歌

にも佐ドハスとあれば誤にはあらず。いにしへマドフをサドフともいひしにや。略解に『サドマとかよはしいへる例多し』といへれどサドマとかよふは添辭の時のみ〇キミガココロノスベモスベナサは彼日本挽歌の反歌(五卷七頁)なるはしきよしかくのみからにしたひこしいもがこころのすべもすべなさ  
を學べるなり。スベモスベナサはイハムスベナサといふ意にてスベを重ねたるは意を強めたるなり

反歌三首

(あをによし)奈良にあるいもがたかだかにまつらむこころしかにはあら<sup>ッ</sup>司か  
司は宣長に従ひて自の誤とすべし。結句は彼令反<sup>ニ</sup>感情<sup>ニ</sup>歌の結尾にカニカクニホシキママニハシカニハアラジカとあるを



學べるなり。さてそのカニカクニ云々は彼ノ是ノトホシキマ  
マニハイカデセム、物ノコトワリサウデハアルマイといふ意  
(五卷一七頁参照)なれば今も待ツラム心ヲ思ハザラメヤ、物ノ  
理サウデハアルマイといふことを省きいへるならむ。二註の  
釋は従はれず

さとびとの見る目はづかし左夫流兒にさごはすきみが美夜泥  
しりぶり

ミル目ハヅカシはミル目ガ第三者ナル我ニサヘハヅカシと  
いへるなり。○ミヤデは二卷に宮出モスルカサヒノクマミヲ  
とあれどこゝは宮出といふべき由なしとて宣長は『美は尼の  
誤にて聞出か』といひ雅澄は

こゝは宮出とはいふまじきが如くなれどもこは少咋が遊  
女にふかく惑ひて彼が家に朝參ミカドマヰリする如く通ふをあざけり

てわざと宮出とはいへるなるべし

といへり。案するに中世勤仕をおしなべてミヤヅカヘといひ  
し如くいにしへは出勤をおしなべて(即國衙への出勤をも)ミ  
ヤデといひしか。シリブりは略解に『ウシロブりにて後にウシ  
ロデといへるが如し』といへる如し

くれなるはうつろふものぞつるばみのなれにしきぬになほし  
かめやも

クレナ井を妓女にたとへツルバミノナレニシ衣を本妻にた  
とへたるなり。ツルバミノ衣はやく七卷及十二卷に見えた  
り。ツルバミ即ドングリのかさにて染めたる黒き衣なり。華美  
なるものと質素なるものとを對照したるなり。ウツロフはサ  
ムルなり。ナレニシは著テヨゴレシなり

右五月十五日守大伴宿禰家持作之



先妻不待<sup>レ</sup>夫妻之喚使<sup>イシツカヒ</sup>自來時作歌一首

左夫流兒<sup>ワキ</sup>我<sup>ワタシ</sup>いつきしとのにすすかけぬは也まくだれりさとも  
とごろに

同月十七日守大伴宿禰家持作之

夫妻は諸本に夫君とあるに従ふべし○喚使はメシヅカヒと

よむべし。播磨風土記飾磨郡の終の處にも

大雀<sup>オホササキ</sup>天皇御世遣<sup>ス</sup>人喚<sup>イヌ</sup>意伎<sup>オキ</sup>出雲、伯耆、因幡、但馬五國造等、是時

五國造即<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>召使<sup>ス</sup>爲<sup>ニ</sup>水手<sup>ト</sup>而向<sup>テ</sup>京<sup>ト</sup>之

とあり

イツキシは齋キシなり。我は乎の誤なり。トノは少咋の館なり。

イツキシといひ殿といへるは少咋が左夫流兒を大切にせ

を嘲りていへるなり。二註にイツキをイツギと濁りて長歌な

るイツガリと同言とせり。就中古義に

こなたよりいつぐ意の時にはイツギといひかなたにいつ

がる意の時にはイツガリと云て彼此の差別あるのみな

り。たとへばソヒといふと所添<sup>ソヅ</sup>と云との差別のごとし云々

といへるはいみじき誤なり。イツギといふ語もしあらばそれ

とイツガリとの關係はなほソヒとソハリとの關係の如くイ

ツガリ、ソハリはアリの添はれるまでにて自他の差別なごあ

る事なし(ソハリは添有なり。所添にあらず)又古義に

トノは遊女が家をいふべし。遊女の誘ひ引入るまにまに

少咋が宮中へ朝參するごとくに通ふをわざと嘲りて殿と

いふなるべし

といへるも非なり。殿は少咋の館なる事上にいへる如し。サブ

ル兒は一處不住の遊行女婦なればおのが家はこゝにあるべ

からず○ハユマは早馬にて驛々にて乗り替ふる馬なり。スズ



は所謂驛鈴にて驛鈴をかけぬは私用なるが爲なり。  
 驛鈴を携ふれば驛馬を徵發するを得れどその驛鈴は官吏  
 の公用にて旅行するもののみ賜ひしなり。少咋の妻の越  
 中國に下りしは固より私用なれば驛鈴を賜はるべきにあ  
 らず  
 古義に「驛鈴をも掛ざるとは先打もなく不慮に下れりと云な  
 るべし」といへるは従はれず○サトモトドロニは本妻ガ京カ  
 ラ下ツタと一里いひさわぐなり。略解に「自給の意限るつ  
 鈴かけぬ驛使の下れるとて人のいひさわぐをかく戯れて  
 よめる也  
 といひ古義に「驛鈴をも掛げざる驛使の京より下りて遊女がもとに來著  
 りと里もどごろくばかり衆人のいひさわぐよと少咋が本

妻の越中に下れるをたとへていへるなり  
 といへる共に非なり。早馬の鈴を掛けざるを見ていひ騒ぐに  
 あらず早馬の下れるを見ていひさわぐなり。なほいはば少咋  
 が左夫流兒に溺れたるを知れる里人が本妻の早馬にて下れ  
 るを見ていひ騒ぐなり。さてその早馬の下れるは無論史生少  
 咋の館なり。遊女の家にあらず○本妻の俄に下りて少咋の狼  
 狽せるを痛快とせるなり

橋歌一首并短歌

かけまくも あやにかしこし 皇神祖の かみの大御世に 田  
 道間守 常世にわたり やほこもち まるでこし△△ 登吉時  
 △支能 かぐの菓子をかしくも のこしたまへれ 國もせに  
 おひたちさかえ はるされば 孫枝毛伊つつ ほとどぎす な  
 く五月には はつはなを えだにたをりて をとめらに つと



にもやりみ しろたへの そでに **毛**こきれ△ かぐはしみ お  
きてからしみ あゆる實は たまにぬきつつ 手にまきて 見  
れどもあかず 秋づけば しぐれの雨ふり (あしひきの) やま  
のこぬれは くれなるに にほひちれども たちばなの 成る  
其實者<sup>ハ</sup> ひた照に いや見がほしく みゆきふる 冬にいたれ  
ば 霜おけど **母** 其葉もかれず 常磐なす いやさかばえ爾<sup>ス</sup>し  
かれこそ 神の御代より よろしなべ 此橋を ときじくのか  
ぐの木實と 名附けらしも

スメロギノ神ノ大御代は垂仁天皇の御代なり。常世は記紀に  
常世國とありていと遠き國なり○橘に矛、蔭といふことあり。  
古事記に

天皇三宅連等ガ祖多遲麻毛理ヲ常世國ニ遣シテ登岐士玖  
能迦玖能木實ヲ求メシメタマヒキ。故多遲麻毛理遂ニ其國

ニ到リテ其木實ヲ採リテ纒八纒、矛八矛ヲ將チテ來ル間ニ  
天皇ハヤク崩リマシキ

又日本紀に

天皇田道間守ニ命セテ常世國ニ遣シテ非時ノ香菓ヲ求メ  
シム(香菓此ヲ箇俱能許能未ト云フ。今橘ト謂フ是ナリ。、  
、田道間守常世國ヨリ至ル。則賚<sup>モテ</sup>レル物ハ非時、香菓八竿<sup>ホコ</sup>  
八纒ナリ

とありて持來れるは八矛八蔭なるをこゝには歌なれば略し  
て夜保許とのみいへるなり。その蔭、矛は宣長の説(記傳二十五  
卷一五三)に

蔭橘子とは枝ながら折採て葉も附ながらなるを云なるべ  
し。又梓橘子とはやく長く折たる枝の葉をば皆除き去て實  
のかぎり着たるを云なるべし



といへり○マ井デコシ登吉時支能を契沖は

マ井デコシ登吉時支久能

の脱字とし略解には

マキデコシ登吉時敷能

の誤字とし古義には

マ井デコシ登布登吉時久能

の誤脱とせり。案するに

マ井デコシ可婆登吉時久能

の誤脱とすべし○ノコシタマヘレは遺シ給ヘルニなり○ヒ

コエは枝より更に出づる稚き枝なり○毛伊は毛延、毛衣など

の誤か。又はモユはいにしへ上二段にもはたらきしか。義門の

山口采中巻に

萬葉十八に孫枝毛伊都追といへる毛伊はかくては此詞つ

ねにモエ、モユルと下二段にのみ活ける例に異なり。思ふに

これは中二段(○即上二段)と下二段と二かたに活く詞なる

べし

といひ又

中二段と下二段と二かたに活く例を也行にありてなほ

はばヒユルは也行下二段の活きなる事つねに人みなしれ

る事なるを此語又は同行、中二段にも活くとおぼしくて類

聚名義鈔に冷酢ヒイスユレルと見え和名鈔(水漿條)にも冷

酢讀<sup>ニ</sup>比伊須由禮流と見えたり。さて又寒鴟を古伊太流止比

と和名抄羽族體の條鳴の注にいへるをみるにこれも也行

の中二段と下二段とにはた活く例なるべし(繼躰紀に寒の

字コイとし雄略紀には寒字コユとよめる、これらもとなら

ひある事なるべし)



といへり。又箋註倭名鈔にはヒイユレルの箋(四卷三十八丁)に  
 按ズルニ比伊ハ即比衣ノ轉ナリ。猶寒鴟ノ寒ヲ古伊ト讀ム  
 類ノゴトシ  
 といひコイタルトビの箋(七卷四十九丁)に  
 醫心方ニ寒戰ヲ己伊於乃乃久ト訓メリ  
 といへり。○エダ爾といへる心得がたし。二註にいへる如く枝  
 ナガラといふ意か。○ツトニモヤリミはオキテカラシミと相  
 對せり。略解にうつせる如くヤリモシ枯シモシなり。○シロタ  
 ヘノソデニモコキレはカグハシミオキテカラシミとは別事  
 なれば(即甲は乙の手段にあらねば)コキレにミを添へてコキ  
 レミといひてヤリミ、カラシミと相對せしむべきなり。毛はけ  
 だし衍字か。コキレは枝より花を扱きて袖に入るるなり。○オ

キテカラシミを二註に『木に置枯らしもし也』といへるは非なり。  
 カグハシサニ折リ置キテ枯ラシモシといへるなり。十卷(二  
 ○八頁)に  
 しら露のおかまくをしみ秋はぎををりのみをりておきや  
 からさむ  
 十四卷(二二四頁)に  
 あしひきのやまかづらかげましばにもえがたきかげをお  
 きやからさむ  
 とあるを見ても折り置きて枯らす事なるを知るべし。○アユ  
 ルは墜ツルなり。二註に熟する事とせるはいみじきひが言な  
 り(八卷七五頁参照)。タマニは珠トなり。○秋ヅケバは秋サレバ  
 なり(十卷三一頁参照)。ニホヒテはモミヂシテなり。○ヒタデリニはかがや  
 にてそのニホヒテはモミヂシテなり。○ヒタデリニはかがや



かぬ時なきなり。上(二四頁)にも見えたり。ミガホシは見マホシ  
なり。○霜オケド母の母は衍字か。トキハナスは床磐ノ如クな  
り

因にいふ。トキハは元來床磐のつづまれるにてその床磐は  
平坦なる磐なり。又草木にいふトキハは枝ニ霜フレドイヤ  
常葉ノ樹などいひてもトコハなるを訛りてトキハとい  
ひて終に床磐のトキハと混同し文字も双方より一字づつ  
取りて常磐と書くこととなれるなり

○イヤサカバエは前註にいへる如く彌榮イヤサカバエなり。爾は奴の誤な  
らむ。○神ノ御代は初なるスメロギノカミノ大御世とおなじ  
くて垂仁天皇の御代なり。○ヨロシナベはフサハシクといふ  
こととおぼゆ。語例は近くは六卷なる赤人の長歌(一〇九頁)に  
カムサビテ見レバタフトク、ヨロシナベミレバサヤケシとあ

り。○トキジクノは不斷ノなり。盛の久しきなり

反歌一首

橘は花にも實にもみつれごもいや時じくになほし見がほし

閏五月二十三日大伴宿禰家持作之

花ニモ實ニモは花ノ時ニモ實ノ時ニモなり。○第四句は六卷  
なるイヤトコシクニマタカヘリミムなどの如くイヤトコシ  
クニともイヤトコシヘニともいふべきを橘の縁にてイヤト  
キジクニといへるなり。○ナホはヤハリなり。上(九七頁)なるナ  
レニシキヌニナホシカメヤモのナホとおなじ。略解に「ナホは  
今のつかひざまとは異也」といへるは心得がたし

△庭中花作歌一首并短歌

おほき見の とほのみかごと ま伎たまふ 官ツカサのまにまみゆ  
きふる こしにくだり來キ(あらたまの) としの五年 (しきたへ



の) 手枕まかす ひもとかす まろ宿ナをすれば いぶせみと 情ココロ  
 なぐさに なでしこを 屋戸にまきおほし 夏の能ノの さゆり  
 ひきうゑて 開ヒ花を いで見ることニ (なでしこが) そのほな  
 づまに (さゆり花) ゆりもあはむと なぐさむる ころしな  
 くば (あまざかる) ひなに一日も あるべくもあれや  
 二註に 目錄に據りて 庭中花の上に 詠の字を補ひたれど 契沖  
 のいへる如く 詠とありては 下の作と重複すれば 見の字をお  
 としたるものとすべし  
 トホノミカドは 國府なり。トはトシテにて マキタマフにかゝ  
 れるなり。古義にトをエテアルと譯して ミユキフル越にかゝ  
 れりとせるは 非なり。○マ伎タマフは 外の例に依らば マケタ  
 マフとあるべきなれば 伎は氣などの誤かと思ふに 次の長歌  
 にも オホキミノマ伎ノマニマニとよみたれば 誤にはあらで

訛なるべし。前の長歌にモエツツをモ伊ツツといへると合せ  
 て思ふに 當時下二段活の語を上二段にはたらかす 事行はれ  
 しにあらざるか。古義に  
 マケはマカラセの切、マキはマカリの切にて 任する方より  
 はマケといひ 任せられたる事を承る方にてはマキといふ  
 こととなれるなり。されば此所はその官に任マされたるま  
 に 其職を負持賜ふよしにて マキタマフとはいへるなり  
 といへるは 非なり。おのが事をマカリタマフといふべけむや。  
 又大君ノマカリノマニマニといふべけむや。○ミユキフルは  
 越の准枕辭なり。○天平十八年に赴任せしより 今年天平感寶  
 元年まで 足かけ四年なり。トシノ五年といへる 不審なり。いか  
 でかトシノ四年ヲといはざりけむ。タマクラマカズは 妻ノ手  
 枕ヲ枕カズなり。○イブセミトはイブセサニなり。ココロナダ



サニは心ノ慰ムベクなり○野を當時はやくノと訛りしかば能の字を借れるなり。ヒキウエテのヒキは小松引、アヤマ引の引なり。添辭にあらず○ナデシコガ、サユリ花は當該の花をやがて枕辭につかへるにて常套手段なり○ソノハナヅマニを略辭に『瞿麥をめでて花ヅマといふ』といへるはもとより非なり。古義に『瞿麥ノ如ク花ヤギウルハシキ本郷ノ妻ニと云意をかくいへり』といへるも未到らず。こは八卷(一〇六頁)なるわが岳にさをしか來なくさきはぎの花づまとひに來鳴棹  
 牡鹿  
 又十四卷(三三頁)なる  
 あしがりのほこねのねろのにこぐさのはなづまなれやひ  
 もとかずねむ  
 のハナヅマとおなじく花ヨメといふことなり。即嫁していま

だ久しからざる妻なり(九卷一一七頁参照)○ユリモは後ニモなり。上(四九頁)にも見えたり。アレヤはアラメヤなり  
 反歌二首

なでしこが花見ることにとめらがゑまひのにはひおもほゆるかも  
 ニホヒは艶色なり  
 (さゆり花)ゆりも相等したばふるこころしなくば今日もへめやも

同 閏五月二十六日大伴宿禰家持作

シタパフルは心ニ期スルなり。語例は近くは十四卷にアガシタバヘヲコチデツルカモ(三四頁)イタラムトゾヨアガシタバヘシ(四三頁)とあり○今日モヘメヤモはケフ一日モアリ得ムヤハとなり



左註は前に閏五月二十三日とあれば前註にいへる如く閏五の二字を削るべし

國、掾久米、朝臣廣繩以天平二十年附朝集使入京、其事畢而天平感寶元年閏五月二十七日還到本任、仍長官也館設詩

酒、宴樂飲、於時主人守大伴宿禰家持作歌一首并短歌

おほき見のま伎のまにまに どりもちて つかふるくにの  
年内の ことかたねもち (たまほこの) みちにいでたち いは  
ねふみ やまこえ野ゆき みやこべに まゐしわがせを (あら  
たまの) としゆきかへり 月かさね みぬ日さまねみ こふる  
そら やすくしあらねば ほとどぎす きなく五月の あや女  
ぐさ よもぎかづらき さかみづき あそびなぐれど 射水河  
雪消溢而 逝水の いやましにのみ たづがなく 奈吳江のす  
げの 根もころに おもひむすばれ なげきつつ あがまつ君

が ことをはり かへりまかりて 夏野の さゆりのはなの  
花咲に にふぶにゑみて あはしたる 今日を はじめて (鏡な  
す) かくしつね見む おもが はりせず

附朝集使の附は附ケラレテとよむべし。古義に附キテとよめ  
るはわるし(十七卷七一頁参照)この字の用ひざまは令に國司  
毎年附朝集使申官などいへるとは異なり○也は諸本に之と  
あるに従ふべし

古義に

マケノ マニマニといふべきをマキと云るはたがへるに似  
たれど又通はしても云るなるべし。マキといひマケといふ  
は依をヨシといひヨセといふ差別のごとし  
といへり。ヨセをヨシとも云へるは四段活に従へるなり。雅澄  
の意もしマケをマキともいへるは四段活に従へるなりとい



ふことならば上に云へるとは異なり○トリモチテは掌リテ  
 といふことなり。語例は古事記に  
 次ニ思兼、神ハ前ノ事取持テ爲<sup>マ</sup>政セトノリタマヒキ  
 とあり。又本集卷十七(一五四頁)にヲスグニノコトトリモチテ  
 とあり。さてトリモチテツカフルの主格は廣繩なり○コトは  
 政務なり。カタネモチを契沖は『結持なり』といひ略解には  
 負ふ事を俗カタゲルといひ北國にてはカタネルといふと  
 ぞ  
 といへり。カタゲルは肩上ゲルの約にてカタネルは(實際北國  
 にて然いふにや)近世の訛ならむ。このカタネはカサネの訛  
 又は方言にあらざるか○マ井はマ井ヅ、マ井ク、マ井ノボルな  
 ど多くは他の語にたぐへ用ひて此處の如く單獨に用ひたる  
 は稀なり○年ユキガヘリは年來<sup>キ</sup>復リにて畢竟年ガカハリテ

いふ意なり。サマネミは多ミなり○アヤメグサヨモギカヅラ  
 キは菖蒲ト蓬トヲ鬘ニシといへるなり。上(八一頁)にもアヤメ  
 グサハナタチバナニ、ヌキマジヘカヅラニセヨといへり。さて  
 此も彼も三卷(二〇〇頁)なる石田王卒之時歌に  
 ほととぎすきなく五月は、あやめぐさ花たちはなを、玉にぬ  
 きかづらにせむと  
 とあるを學べるなり○サカミヅキは動詞なり。上(一八頁)にも  
 サカミヅキイマスワガオホキミカモとあり。ナグレドはナゴ  
 ムレドなり○射水河云々は上なる教<sup>ニ</sup>諭尾張少咋<sup>ニ</sup>歌にも南フ  
 キ雪ゲハフリテ射水河ナガル水沫ノとあり。同辭の重出は此  
 作者の癖なり。さてイミヅ河以下三句はイヤマシニノミにか  
 るれる序、タヅガナク奈吳江ノ菅ノは子モコロニにかゝれる  
 序なり○ネモコロニは手オモクなり。ムスポレは結バレなり。



ムスバレをムスボレといふはなほクルハシ、オモハユをクル  
ホシ、オモホユといふが如し○コトヲハリは御用ガスミテな  
り。マカリテはマキリテのうらなり。朝庭を中心として中心よ  
り遠ざかるをマカリといふなり○夏ノ野ノサユリノ花ノは  
時の物を以て花エミニの序としたるなり。花エミニは花の如  
くゑむなり。語例は七卷(一五二頁)に  
道のへの草深ゆりの花ゑみにゑみしがからに妻といふべ  
しや

とあり○ニフブニエミテの語例は十六卷に  
可流羽須波田ぶせのもとにわがせこはにふぶにゑみてた  
ちませりみゆ  
とあり。ニコニコト笑ミテといふことなりといふ○アハシタ  
ルは逢ヒ給ヘルなり。逢フはいにしへは人を主格として人が

我ニ逢フともいひしなり○今日ヲは今日ヨリなり。八卷(九四  
頁)にも蘆城ノ野今日ヲ始メテ萬代ニ見ムとあり。鏡ナスは見  
ムにかゝれる枕辭なり。カクシツ子見ムはカク常ニ見ムなり  
○オモガハリセズは其ニ面變セズシテといへるならむ。十二  
卷(二〇四頁)なるハヤカヘリマセオモガハリセズは面ガハリ  
シ給ハズといふ意なれど今は自己に屬せる見ムといふ語に  
かゝりたればオモガハリシ給ハズシテといふ意とはきゝな  
されざるなり  
反歌二首  
こぞの秋あひ見し末末爾今日見ばおもや目づらしみやこがた  
びと

此歌によれば廣繩の上りしは前年の秋なり。なほ云はば秋の  
末に、故ありて例より早く上りしならむ。古義に廣繩の上りし



を『新年の賀儀にのぼれるなるべし』といへれど新年の賀儀の爲ならば秋には上らじ。又題辭に朝集使ヲ附ケラレテ京ニ入ルとあるにあらずや○オモヤメヅラシを契沖宣長は面彌メヅラシなりといひ千蔭は『ヤはヨか』といひ『雅澄はオモヤはオモワか』といへり。彌の略とする説に従ふべし。上(一八頁)にもイヤツ代をヤツ代といへり。古事記朝倉宮の段なる大御歌にみなそそぐ、臣のをとめ、本陀理とらすも、本陀理とり、かたくとらせ、したがたく、やかたくとらせ、本陀理とらす子とあるヤカタクも彌堅クなり。記傳(四十二卷二四三八頁)にシタガタクは下堅クなり。ヤカタクは上堅クか。ウハはワとつづまれども通はしてヤとも云るにや。さて此下上は罇の下方上方なり。其形長高ければ下と上とに手を掛けて取持べきなり

といへるは誤れり。シタガタクは心堅ク即ココロ確ニといふことにてヤカタクは彌堅クなり。されば今はオモ、ヤメヅラシとヤを下に附けて唱ふべし。メヅラシはメデタシなり○末末爾は諸本に末爾末とあるに従ふべし。そのマニマはママニテと心得べし○京より新に還り來れる人なるが故にミヤコガタビトといへるなりかくしてもあひ見るものをすくなくも年ニ月ニ經レ禮ハ婆ハこひしけ禮ハやも

心得がたき歌なり。雅澄はコヒシケ禮ヤモの禮を米の誤とせり。案ずるに經禮婆の禮も那などの誤ならむ。スクナクモの語例は

言にいへば耳にたやすしすくなくも心のうちにわがもは  
なくに(十一卷)



なごあまたあり。此等の例に依ればスクナクモはコヒシケメ  
ヤモにかゝれるにてスクナクモコヒシケメヤモは少ク戀シ  
カラムヤハにてやがてアマタ戀シカラムとなり。されば一首  
の意は  
僅ニ一年間逢ハザリシダニカク喜ビテ相見ルモノヲ若年  
月ヲ經テ逢ハザラバイトアマタ戀シカラム  
といへるなり

聞<sub>ニ</sub>霍公鳥喧<sub>ニ</sub>作歌一首

いにしへよしぬびにければほととぎすなくこゑききてこひし  
きものを  
これも心得がたし。古義に  
古へよりなべて人の慕ひ來し鳥なれば吾も其如く今鳴こ  
ゑをきくてうれしくうつくしまるゝものをいかで戀しく

思はずしてあるべきとなり  
といへり。案ずるにシヌビニケレバをシヌビニケル上ニとい  
ふ意とし結句の次にナドカシヌバザラムといふことを省き  
たりとせば辛くして通すべし。シヌブは無論めづる事なり  
爲<sub>下</sub>向<sub>レ</sub>京之時見<sub>ニ</sub>貴人<sub>一</sub>及<sub>ニ</sub>相<sub>ニ</sub>美人<sub>一</sub>飲<sub>ニ</sub>宴<sub>ニ</sub>之日述<sub>ニ</sub>懷儲<sub>ニ</sub>作歌<sub>ニ</sub>二首<sub>一</sub>  
見まくほりおもひしなべに加<sub>ウ</sub>都<sub>ッ</sub>良<sub>ラ</sub>賀<sub>ッ</sub>氣<sub>ラ</sub>かぐはし君をあひ見つ  
るかも

第三句を従來枕辭とせり。就中契沖は桂蔭とし宜長はカヅラ  
カゲとよみて日蔭の蔓の事とせり(記傳卷二十五<sub>一</sub>五<sub>三</sub>八<sub>頁</sub>)。案ずる  
に宇都良都良を誤れるにあらざるか。ウツラツラはツラツラ  
なり。二十卷に  
なでしこが花とりもちて宇都良宇都良みまくのほしき君  
にもあるかも



とありて傳(十一卷二頁三)に

師説(○真淵)に互ニ項に手を懸てしたしく並居を云とあり。信に然るべし。但項に手をかけをるは言の本の意にて必しも然せねどもしたしくならびをるを云るなり。といへり。案ずるにウナガケリはウナガカリの轉にてそのウナガカリは項ニ懸りならむ。因にいふ。ウキユヒは同盃より啜り合ふ事ならむ。○オモホシキの語例は近くは十七卷(七三頁及八五頁)にあり。ナグサムルココロハアラムヲも同卷(八五頁)にナグサムルココロハナシニとあり。このココロはコトといふ意にこそ。○ナニシカモはトモシキコラと照應しそのコラは子等ナルゾを省けるなり。コトドヒは語り合ふ事なり。トモシキは少キなれ

ど實は更ニ無キなり○以上第二段なり

ココ字シモは乎の誤なり。クスシミはクスシガリなりと釋きて可なるに似たれどココラシモアヤニクスシミは上(五〇頁)なる山ヲシモサハニオホミドと同格にて彼はオホサニどうつすべければこゝもクスシサニどうつすべし○年ノハゴトニは毎年なり。但年ノハゴトニと云へるはこゝのみにて集中の他の例は皆トシノハニとのみいへり○コソのかゝり無く

てイヒツギニスレとあるいか。略解に  
ココラシモといふシモの詞にコソに通ふ例ありと宣長いへり

といへり。そはヲリシモアレなどの例なるべけれどこゝのコ  
コラシモはアヤニクスシミと照應してイヒツギニスレとは  
相與からねばヲリシモアレなどは同一視すべからず。おそ



らくは取外してスレといへるならむ

反歌二首

あまのがははしわたせらばそのへゆもいわたらさむをあきに  
あらずとも

ワタセラバは渡シテアラバなり。ワタラサムヲは渡リ給ハム  
ニなり。イは添辭なり

やすのかは許むかひたちてとしのこひけながきこらがつまご  
ひのよぞ

右七月七日仰見天漢大伴宿禰家持作之

許は伊の誤なること古義にいへる如し。十卷なるアマノガハ  
己ムカヒタチテも己にあらで已なる事彼卷(一五〇頁)にいへ  
る如し。トシノコヒは一年中の戀なり。はやく十卷(一七一頁)  
にも年ノコヒコヨヒツクシテとあり。ケナガキは久シキなり。

イムカヒタチテはケナガキにかゝれるなり

越前國掾大伴宿禰池主來贈戲歌四首

忽辱恩賜、驚欣已深、心中含咲、獨座稍開、表裏不同、相違何異、推

量所由、率爾作策、歎明知加言、豈有他意乎、凡貿易本物、其罪不

輕、正賊倍賊、宜急并滿、今勒風雲、發遣徵使、早速返報、不須延回、

勝寶元年十一月十二日物所貿易下吏

謹訴貿易人斷官司 廳下

古義に

池主より家持卿の方へ針袋を縫せて賜はれとて絹を贈ら  
れたるをそれにまされる絹に取かへて縫せておこされし  
なるべし

といへる如し。おそらくは家持の許に裁縫に巧なる婦人あり  
しならむ。表裏不同は表モウラモ同ジカラズとよむべし。相



違何異の異はケナルとよむべきか。ケナルは奇怪ナルなり。古義に『どがめたる意なるべし』といへるは非なり。答めたるにあらず。驚きたるなり。○推量所由率爾作策歟云々を略解に策は謀の意にて貿易せる事を云。率爾に袋を作りたる故に表裏をふと誤て引たがへたらん事は池主が推量の言の如く明らかにて何しに外のわけあらんやと自らことわる也といへるはいみじきひが言なり。表と裏とを顛倒したるにあらず。表裏共に他の絹を用ひたるなり。古義に推量所由云々はことこの故よしを推量るに率爾に貿易の謀をなせるもの歟といふなるべしといひ又明知加言の加を如の誤として明知如言云々は池主が推量の言の如くなること明かに知られたり。豈有他意乎外のわけにてはあらしじとなり

といへるもいみじきひが言なり。まづ推量所由は事ノ次第ヲ推量スルニとなり。次に策は錯の誤(又は通用)にてアヤマリなり。率爾は俗語のフトなればフトマチガヘラレタノカト思ウタガヨク思ヘバサウデハ無クテ云々といへるなり。次に明知加言の加はもとのまゝにて言は意の誤なり。此九言はコレハ確ニ御配慮下サレタノデ外ノ訣デハ無イといふ意なり。以上は戯言にあらず。二註に以上をも戯言とせるは誤解なり。○凡貿易本物以下は戯言なり。さて貿易本物の貿易はすり替ふるなり。○正賊倍賊は捕亡令に凡盗賊ヲ糺シ捉ヘタラバ徴ラム所ノ倍賊ハ皆糺シ捉ヘシ人ニ賞ヘ。家貧クシテ財ノ徴ルベキ無カラム及法ニ依ルニ倍賊ヲ徴ルベカラザルハ並ニ得タラム正賊ヲ計ヘ、准ヘテ五分ト爲シ二分ヲ以テ糺シ捉ヘシ人ニ賞ヘ



とあり。正賊は盗みたる品、倍贓は唐律の倍備に同じからむ。倍備は唐律疏義に謂盗<sup>フハ</sup>一尺<sup>ニ</sup>微<sup>ニ</sup>二尺<sup>ニ</sup>之類とあり。さてここは正賊ニモアレ倍贓ニモアレとよむべし。○并滿は辨濟の誤ならむ。○勒はクツバミにて馬を御する具なり。今は風雲を馬に擬して風雲ニ勒シテといへるにて風雲ニ乗セテ催促ノ急使ヲ遣ルといへるならむ。延回は延引なり。○此年七月天平感寶を天平勝寶と改められき。一年二回の改元なり。○物所貿易は物ヲスリ替ヘラレシといふ意なり。○貿易人斷官司はスリ替ヘシ人ヲ裁判スル役所といふ意なり。斷はコトワルとよみて裁判する事なり。家持を貿易人に擬せるにや斷官司の長官に擬せるにや聊曖昧なり。

別日<sup>△</sup>可<sup>レ</sup>怜<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>意<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>能<sup>ニ</sup>默<sup>ニ</sup>止<sup>ニ</sup>、聊<sup>レ</sup>述<sup>ニ</sup>四<sup>レ</sup>詠<sup>ニ</sup>准<sup>ニ</sup>擬<sup>ニ</sup>睡<sup>ニ</sup>覺<sup>ニ</sup>

(くさまくら)たびのおきなどおもほしてはりぞたまへるぬはむ

ものも負<sup>ガ</sup>

日は元曆校本に従ひて白の誤とすべし。○可<sup>レ</sup>怜<sup>ニ</sup>を略解に

可<sup>レ</sup>怜<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>意<sup>ニ</sup>は愛<sup>レ</sup>情<sup>ニ</sup>といふに同じ

といひ古義にウツクシミとよみて

可<sup>レ</sup>怜<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>意<sup>ニ</sup>は家<sup>レ</sup>持<sup>レ</sup>卿<sup>ノ</sup>情<sup>レ</sup>意<sup>ノ</sup>厚<sup>キ</sup>を愛<sup>デ</sup>いふべし

といへり。案ずるに可<sup>レ</sup>怜<sup>ハ</sup>ア<sup>リ</sup>ガ<sup>タ</sup>ガ<sup>ル</sup>といふ意とおぼゆ。讀

は音にてカレンとよむべくもし強ひて訓讀せむとおもはば

之<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>棄<sup>テ</sup>ムオムガシムココロ(又はウムガシムココロ又

はムガシムココロ)とよむべし。神功皇后紀に深德<sup>ニ</sup>君<sup>王</sup>之<sup>レ</sup>德<sup>ヲ</sup>を

オムガシムセムとよみ又相見欣感の欣感をオムガシムスと

よめり。なほ上(八四頁)にオコセムアマハムガシクモアルカと

ある處の註を見べし。○准を二註に唯の誤とせり。もこのまゝ

にて准擬とつづけて可ならずや。睡覺は目ザマシグサなり



家持より贈れるは針袋にて針さへ入れて贈れるなり。針は衣の綻を縫ふに必要なれば旅に出づる時は男子も携へしなり。二十卷なる防人の妻の歌にも

針もち

くさまくら旅のまる寐の紐たえばあが手と附けるこれの  
とあり。但その針を入るゝ所謂針袋は同時に裝飾の具たりし  
ならむ。タビノオキナは旅ナル老人なり。○負は諸本に賀とあ  
るに従ふべし。さてヌハムモノモガは前註にいへる如く願ハ  
クハ縫ヒ刷フベキ衣ヲモ賜へと戯れていへるなり  
はりぶくろとりあげまへにおきかへさへば於能等母於能夜う  
らもつぎたり  
トリアゲマヘニオキは九言なり。おそらくは人を笑はしむべ  
くことさらに手づつによめるならむ。さてトリアゲマヘニオ

キは或ハ手ニ取上ゲ或ハ前ニ置キなり。○カヘサヘバは契沖  
以下のいへる如く裏ガヘシ見レバとなり。○オノトモオノヤ  
を契沖はオノガ針袋トモオノガ針袋ヤといふ意とし真淵は  
表モ表ヤといふ意とせり。案ずるにオノシトモオノシヤの二  
つのシを省けるにて當時オノシといふ俗語又は方言の形容  
詞ありしならむ。そのオノシはオドシの訛にて驚クベシとい  
ふことにや。○ウラモツギタリは宣長のいへる如く表ノミナ  
ラズ裏サヘ色々ノ切ヲ繼ギ合セテメデタク造レリといへる  
なり  
はりぶくろおび都都氣ながらさごとにてらさひあるけどひ  
ともどがめず

上の都は爾の誤ならむ。○テラサヒアルケドを契沖は  
テラサヒは照シなり。錦やうのものを表とせられければ光



彩ある故にテラサヒアルクとはいへる歟。又銜の字にてテラヒアルケドといふ心歟。これを見よかしといはぬばかりにするをテラヒアルクといふべし

といひ略解は銜ヒとし古義は照シとせり。案ずるにテラサヒはテラシの延言にてそのテラシは己を照すなればやがてテラフ(テルの延言)といはむにひとし。さればテラサヒは見セビラカシと譯すべし。○ヒトモトガメズを契沖は

過分の針袋なれど越中守殿より給りたりと聞て人もとがめぬなり。又みづからタビノオキナとよみたれば行平の翁サビ人ナトガメツとよめるやうに分に応せねど翁さびすと見て人もとがめずといへる歟

といひ略解には誰<sup>タレ</sup>心につけてめでとがむるものもなしといふ意也

といひ古義は契沖の後説に従へり。案ずるにこゝのトガムルは略解にいへる如く目ヲツクルにてソレハドウシタノカと咎むる人あれかしと心に待てるに更に咎むる人なきを遺憾に思へるなり  
(とりがなく)あづまをさしてふさへしにゆかむとおもへどよしもさねなし

右、歌之返報歌者脱漏不得探求也

ヨシモサ子ナシはスベモナシなり。サネは實ニといふことにて語を強むる辭なり。○布佐倍之爾を契沖千蔭はフサハシニの意とし雅澄は『布は於の誤にてオサヘシニか』といへり。案ずるにこは契沖のいへる如く屈原の離騷經に

余ガ飾ノ方<sup>イマシ</sup>壯ナルニ及ビテ周流シテ上下ヲ觀ム  
とあるに據れるならむ。さてフサへは總經にて周流に當れる



か。周流は歴遊なり

更來贈歌二首

依<sub>下</sub>迎<sub>二</sub>驛使<sub>一</sub>事<sub>上</sub>今月十五日到<sub>二</sub>來部<sub>一</sub>下加賀郡境、面蔭見<sub>二</sub>射水之郷<sub>一</sub>戀緒<sub>ヲ</sub>結<sub>二</sub>深海<sub>一</sub>之村、身異<sub>ナレド</sub>胡馬<sub>一</sub>心悲<sub>二</sub>北風<sub>一</sub>、乘<sub>レ</sub>月徘徊曾無<sub>レ</sub>所爲、梢開<sub>二</sub>來封<sub>一</sub>其辭云著者、先所奉書返畏<sub>レ</sub>疑<sub>二</sub>歎<sub>一</sub>、僕作囑<sub>レ</sub>羅且惱<sub>二</sub>使君<sub>一</sub>、夫乞<sub>レ</sub>水得<sub>レ</sub>酒從來能口、論<sub>レ</sub>時合理何題<sub>二</sub>強更<sub>一</sub>乎、尋誦<sub>二</sub>針袋詠<sub>一</sub>詞泉酌不<sub>レ</sub>渴、抱<sub>レ</sub>膝獨吟能蠲<sub>二</sub>旅愁<sub>一</sub>陶然遣<sub>レ</sub>日、何慮何思、短筆不宣

勝寶元年十二月十五日徵<sub>レ</sub>物<sub>下</sub>司

謹上<sub>二</sub>不仗使君<sub>一</sub>紀室

驛使は京より下りし御使にて今は越中の方より越前を経て京に還り上らむとせるならむ○深海之村は即上(三三頁)に見えたる深見村なり。深見が今の加賀國河北郡の内にて越中の界に近き事と加賀國が當時越前に屬したりし事とは彼處に

云へる如し。いにしへの加賀郡は今河北石川の二郡に分れたり○面蔭は訓讀すべし。戀緒は音讀すべし。但これも邦語ならむ(十七卷八二頁參照)結といへるは戀緒の緒の縁にていへるのみ。戀緒は戀フル心なれば結はこゝにては起スといふほどの意なり。二註に

射水深海は前に家持卿に従て共に往來せし所なればしのぶさまなり

といへるはひが言なり。射水は越中の國府のある郡の名にて家持の居る處(郷とあるは河の誤か)深海は越前國加賀郡の驛名にて今池主の來れる處なり○身異<sub>二</sub>胡馬<sub>一</sub>の異は異ナレドとよむべし。我身ハ胡馬ニアラテドモといへるなり。さてこは古詩に胡馬依<sub>二</sub>北風<sub>一</sub>、越鳥巢<sub>二</sub>南枝<sub>一</sub>とあるに據れるなり。

依<sub>二</sub>北風<sub>一</sub>の依は就なり。胡馬ハ本郷ヲ慕ヒテ北ヨリ吹ク風ニ



向フといへるなり

池主は越中掾より越前掾に轉せし人にて越中の國府は彼深海より北方に當ればかく云へるなり。前年三月十五日の書牘(三三頁参照)にも到來深見村望拜彼北方といへり。○曾無所爲を二註に『戀情のせむすべなきなり』といへり。驛使モマダ到著セズル事ガナクテ退屈ナリといふ意ならむ。○梢は諸本に稍とあり。○二註に

著者云々の十一字は家持卿よりの來封を披見るに其書に

ありし辭と見ゆ

といへるはひが言なり。其辭云著者の著は々の誤にて(元曆校本に云々とあり)其辭に云々トイヘリとよむべし(者の字はトイヘリに當れり)所謂來封の辭は原文にはありけむを家持が寫し留むる時に省きしにて前年三月の書牘に加之先書云々

とあると同例なり。○先所奉書は十一月十二日に池主より家持に贈りし書(一三五頁参照)をいへるなり。○度疑歟は誤解ヲ生ゼシカといへるならむ。○僕作囑羅を二註に羅を囉の誤字又は省字として僕、囑囉ヲ作りとよめり。作を昨の誤として僕昨ニ羅ヲ囑シとよむべし。羅は袋を縫ふ料なり。且惱使君の惱は煩の義なり。使君は國守の敬稱なり。○乞水得酒從來能口は遊仙窟に乞漿得酒舊來神口、打兎得塵非意所望とあるに據れるなり。遊仙窟の舊訓に舊來神口をモトヨリアヤシキコトとよみたれど神口能口は口上手といふことにあらざるか。さて乞水得酒は契沖が『少しの羅を遣はして好き針袋を得たるを喩ふる意なり』といへる如し。略解に

もどよりのさいでよりはよきにて縫たるに譬へて實は謝すべきを引たがへたるとて責はたるやうに戲書たり



といへる實ハ以下はひが言なり○論時合理以下九字は戲言なり。時は事の誤ならむ。論事は家持が戯に斷官司として裁斷せる旨なり。合理は理ニカナヘリとよむべし。何題強吏乎は二註に

強吏は無道の有司にて家持卿をさにはあらずといふなりといへる如し。題は評なり○針袋詠は家持より復書に添へて答へし歌にて上に右歌之返報歌者脱漏不得探求也といへるもの即是なり○渴は一本に竭とありて二註は之に従へり。然るに訓義辨證(下卷六五頁)に渴は竭の古字にて正字なりといへり。もとのままにてヒズとよむべし○何慮は何思を書き更へたるなり。共に何ヲカ思ハムとよむべし○此書牘によれば此日漸く家持の返書に接せしなり○微物は物ヲハタリシとよむべし○不仗を二註に不伏の誤とせり。原に従ふべし。仗は

杖の通用なれば寛大ニシテ杖ヲ加ヘザル使君といへるならむ。紀室は一本に記室とあるに従ふべし。記室は今の秘書なり。はやく五卷(四一頁)に見えたり。記室にあてたるは人をうやまふ心なり

別奉云々歌二首

たたさにもかにもよこさもやつことぞあれはありけるぬしのとのとに

云々は原文を略せるなり

タタサ、ヨコサは縦横なり。第二句とどのはず。まづカニモといはばカクニモといはざるべからず。次にヨコサモはヨコサニモとあらざるべからず。おそらくはもと

たたさにもかにもかくにも一云はたよこさにもとありしが混一したるならむ。又二三の間に君ガマニマニと



いふことを略せるならむ○ヤツコトゾは奴トシテゾなり○  
 ヌシは五卷(一一頁)にもアガヌシノミタマタマヒテとあり。  
 奴のうらにて主人なり○トノトを契沖は殿外なりといひ略  
 解には戸外なりといへり。後者に従ふべし  
 はりぶくろこれはたばりぬ△すりぶくろいまはえてしがおき  
 なさびせむ  
 スリブクロを契沖は燧袋なりといへれど燧袋をスリブクロ  
 といふべき理由なし。火はいにしへはキルといひ後にはウツ  
 といひてスルとはいはぬ上たとひスルといふとも火をうつ  
 具を入れたる袋をただスリ袋とはいふべからざる故なり。雅  
 澄は  
 籠カゴは今世にいふ皮籠カバゴの類にて旅客のもはら負て持ありく  
 具なり。そのスリを納る袋をスリブクロといへるか。又は其

袋を籠カゴ代シヨにしたるをやがてスリブクロといへるにてもあ  
 るべし

といへり。籠は袋には入るまじく又籠代の袋といふはあらざ  
 らむ。古義には又中山シヤン嚴イ水スイの説を引きてスリブクロは薬袋な  
 るべしといへり。後世の印籠の前身は袋なるべければげにい  
 にしへ薬袋を佩びし世あるべし。但クスリを略してスリとい  
 いふべからず。おそらくはスリブクロの上に久をおとしたる  
 ならむ○オキナサビは翁進オウジンにて年ヨリノダテなり。契沖の『オ  
 キナダテと云はむが如し』といへる如し。然るに雅澄などは老  
 人めく事とし今の歌人も一般に此語を老人めく意に用ふる  
 はいとにがにがし

宴席詠雪月梅花哥一首

ゆきのうへにてれるつくよにうめのはなをりておくらむはし



きこもがも

右一首十二月大伴宿禰家持△

オクラムは贈ルベキなり。贈るべき相手無きを嘆けるなり  
十二月の下に日のおちたるにや○諸本に家持の下に作の字  
あり

わがせこがこととるなべにつねひとのいふなげきしもいやし  
きますも

右一首少目秦伊美吉石竹館<sup>イハタテ</sup>宴守<sup>ニテ</sup>大伴宿禰家持作

初二は主人石竹が琴ヲ引クニツレテとなり○第三句を二註  
に尋常ノ人ノといふ意とせり。宜しくツネ、ヒトノとよみて常  
ニ吾人ノといふ意とすべし。上(四三頁)にも  
つね、ひとのこふといふよりはあまりにてわれはしぬべく

なりにたらずや

とあり。更に思ふにツネ、人ノはいにしへ行はれし熟語ならむ  
○イヤシキマスモはイヤシキ降ルニ、イヤシキ啼キヌの類例  
にてイヤ頻ニ増スとなり

天平勝寶二年正月二日於國廳給饗諸郡司等宴歌一首

(あしひきの)やまのこぬれのほよとりてかざしつらくはちとせ  
ほぐとぞ

右一首守大伴宿禰家持作

給饗は饗ヲ給フとよむべし。二十卷の終に三年春正月一日於  
因幡國廳賜饗國郡司等之宴歌とあり○ホヨはホヤにてヤド  
リ木なり。契沖がヒカゲノカヅラなりといへるはいみじきひ  
が言なり。ヒカゲノカヅラは地上に生ふるものなるをや○カ  
ザシツラクハはカザシツル事ハとなり。ヤドリ木は常緑にて



宿主なる榎などの悉く落葉ラフエラせし後にも青々と榮えてさる方にめでたきものなれば新年の挿頭に之を採りしにこそ○ホグは正しくはイハフといふべし

判官久米朝臣廣繩之館宴歌一首

むつきたちはるのはじめにかくしつつあひしゑみてばときじけめやも

同月五日守大伴宿禰家持作之

判官は掾なり

アヒシエミテバは二註にいへる如く相エミテアラバといふ事ならむ○結句心得がたし。四卷(一一頁)及十卷(八三頁)なる川上のいつもの花のいつもいつも來ませわが背子時じけめやも

はトキジカラムヤハ即イットテモ時ナラズトイフ事アラム

ヤハの意として通すれどこゝは通せず。或はヤモは反語即後世のヤハにあらでトキジカラムカ(イツモ壯ナラムカ)の意なるトキジケメヤに無意義なるモを添へたるか。さらば十七卷(五八頁)なる池主の

あまざかる鄙にあるわれをうたがたも紐ときさけすおもほすらめや

の類例とすべし。このオモホスラメヤもオモホスラムカの意とすべき事彼處にいへる如し

縁下檢察墾田地事宿禰波郡主張多治比部北里之家于時忽起風雨不得辭去作歌一首

夜夫奈美のさどにやどかりはるさめにこもりつつむといもにつげつや

二月十八日守大伴宿禰△△△



古義に

檢察墾田地とは公より寺々によせたまふ墾田の地をみさ  
 だむる事なるべし  
 といへれど常識によりて寺々に寄せ給ふ田地に限らざる事  
 を知るべし。元正天皇紀に  
 養老七年夏四月太政官奏<sup>マラ</sup>サク。頃者<sup>コト</sup>百姓漸ク多ク田池窄狭  
 ナリ。望ミ請フ天下ニ勸メ課<sup>オホ</sup>セテ田疇ヲ開闢セム。其新ニ溝  
 池ヲ造リ開墾ヲ營ム者アラバ多少ニ限ラズ給ヒテ三世ニ  
 傳ヘム。若<sup>モシ</sup>舊溝池ヲ逐ハバ其一身ニ給ハムト。奏可ス  
 また聖武天皇紀に  
 天平十五年五月詔シテ曰ク。如聞ク墾田ハ養老七年ノ格ニ  
 依ルニ限滿タム後例ニ依リテ収メ授ク。是ニ由リテ農夫怠  
 倦シテ開地後ニ荒ルト。自今以後任ニ私財トシ三世一身ヲ

論ズル無ク悉威永年取ル莫レ

とあり。されば庶人といへども官に經れて山野を開墾するこ  
 とを得しなり。○主張は諸本に主帳とあり

古義に

夜夫奈美ノサトは神名帳に越中國礪波郡荆波神社とあり。  
 荆波はヤブナミなり。舊本にウバラと訓るはよしもなきこ  
 となり。荆をヤブとよむこと。和名抄に新川郡大荆於保也布  
 とあり

といへるは一發見なり。荆をヤブとよめるは荆棘の義に據れ  
 るなり。今籾波といふ村あり。但こは新命名にて此地がいにし  
 への荆波里に當れりや否やはなほ考へざるべからずといふ  
 ○コモリツツムは集中にアマゴモリ又アマヅツミとあり。雨  
 にこもりて外に出でざるなり。○イモを契沖も雅澄も共に家



持の妻とし就中契沖は『此頃はやく越中に下れるなるべし』といひ雅澄は『此時いまだ越中に下らねば京ナル妻ニといへるなり』といへり。案するにこは屬僚の、妻を國府に置きたるものに向ひて云へるなり。さればこそ妹ニ告ゲツヤと問へるなれ』諸本に従ひて左註の末に家持作の三字を補ふべし

(大正十五年二月講了)

門人正宗敦夫植字

辭のしをり

ア	あから橋	二〇	頁	秋づけば	一〇七	頁
	あきらむ	六二		幄裏	五〇	
	あはしたる	一一八		あはび玉	八一	
	あはれの鳥	五三		あぶら火	四九	
	あまつ水	一二八		あまの日つき	五一	
	あめ人	四五		あゆ 東風	五五	
	あゆる	一〇七		ありがよひ	七九	
イ	英遠浦	五五				
	遊仙窟ニ據レル	一四七		いく夜ふと	三一	
	いつがり	九四		いつくす、いはつる	一二七	
	五幡坂	一五		いへばえに	四〇	



五百ち	八二	いほつつごひ	八四
今のまさか	五〇	射水郡驛館	二五
いむかひたちて	一三四	いやヲやト云ヘル	二二〇
いやさかばえ	一〇八	いやしきますも	一五三
いやてりに	二二三		
ウ			
うきゆひ	一三二	うちゆく	八
うづなひ	一六二	うつらつら	一二三
うながけり	一三一	うの花の共に	五四
うみべ	八	うむがしむ	一八六 一三九
うむぐ	八六	うるはしむ	五〇
エ			
え取	四〇		
オ			
應節	二七	おきつ御神	八一
おきてからしみ	一〇七	翁さび	一五一

お能ともお能や	一四一	大來目主	六四
大伴氏	六四	おむがしむ	一八六 一三九
おもがはりせず	一一九	おもほしき	一三二
おもやめづらし	一二〇	おやの名	七七一 七九
おろかに	一一	かぐはし人ニ云ヘル	一二四
カ			
加賀郡	一四五	か多はむ	四四
かたねもち	一二六	縵	四八
かち間	一一	かへる山	一五
河の瀬まうせ	二二	可伶	一三九
神ことよせて	九一	ききのかなしも	五二
キ			
牛麥	二九	擬主帳	二九
記室	一四九		
きみ能と	三〇		



ク	黄金 <small>クガチ</small>	五七
ケ	國のまほら	五一
コ	けくくノ延言	六三
	こきしきて	一七
	こころこ	一三二
	心だらひに	一六三
	ことあげ	一二九
	このかの	一二八
	このくれしげ爾	一二
	許むかひたちて	一三四
	こゆ	三
サ	さかみづく	一二九
策		一三七

	くすり袋	一五一
	今日をはじめて	一一九
	國師	二九
	こころおもほゆ	七六
	こそノ係ナクテれト結ベル	一三三
	ことだて	六九
	このくれ	九一
	胡馬 <small>ウマ</small> 北風	一四二
	こもりつつむ	一四五
	こよ	一五七
	さきゆく	一五
造酒司令史 <small>サケノツカサノサクラワン</small>		一

	さどはす	九四
	さぶる	九四
	さまねみ	一一七
	三不去	八九
シ	しぞ	七三
	しが	六三
	加之	三五
	使君	一四七
	したなやますに	六〇
	七出	八九
標 <small>シ</small>		七六
史 <small>シヤウ</small>		八八
准枕辭		一一一

	さぶし	三六
	佐伯氏 <small>サキギ</small>	七〇
	さをさしのぼれ	二三
	之助字	三二八
	しかにはあらか	三九
流 <small>シ</small>		九五
	したでる	三二
	したばふる	一八
	しづをのとも	一一三
者		二一
正贓倍贓		一四六
屬物發思		一三七



屬目

しりぶり

ス すくなくも

すべもすべなさ

セ 悽斷

ソ 送酒

そのヲ挿メル

タ 到來

たちしきよせく

たつることだて

たまふる

チ ちさの木

ツ つき調

三九

九七

一一一

九五

三五

三〇

四七

九四

三四

五五

七一

六一

九一

一二七

屬目

珠洲

すりぶくろ

せも

促膝

たたさよこさ

たちばなの殿

た能し

たをり

儲作

豆器

四一

八一

一五〇

八六

三五

一四九

一八

六〇

一二八

七八

七八

四八

つくる佃

つばらつばらに

つるばみの衣

テ て

手にむすび

ト と下ノヲ省ケル

ときじくの

ときは

とし稔

年のほごに

どのぐもり

とほのみかど

年次ノ論

一二七

二六

九七

七八

八四

七〇

一〇九

一〇八

一二九

一三三

一二八

一一〇

二四  
三三

つね人の

つまの兒

朝參チラス

てらさひ

とがむ

ときじけめやも

常世

年の戀

年のきかへり

とのと

とりもちて

四三

九一

一二四

一四一

一四二

一五四

一〇二

一三四

一一六

一五〇

一一六

一五〇



ナ	名	八〇	ながさへる	六九
	なぐれど	一一七	なほ	一〇九
	なりにたらずや	一四三	なりはひ	一二七
	なれにし	一九七		
ニ	にヲ省ケル	七、一八、一九、五一、五二、七二、七六、七八、九一	にふぶに	一一八
	二句ニ跨レル枕辭	九四		
ヌ	主	一五〇		
ネ	ねたけくは	五五	ねもころに	一一七
ノ	のたのしく	六〇	のなる	一一五、一二六
	野	一一〇、一一一、一一二	能口	一四七
	の共 <small>（は）</small> に	五四		
ハ	はノほニカハレル	一一七	羽咋郡	二九
	はた	一一三	はたけ	一二七

花妻	一一二	花にも實にも	一〇九
花ゑみに	一一八	はふりて	九三
はゆま	九九	針袋	一四〇
壑田 <small>（マ）</small> ノ事	一四七、一五六	活ノ古今カハレル	一一〇、一一四
ヒ	一〇四	ひたでりに	一一〇、一一五
一夜のからに	二八	ひるくらし夜わたし	五二
フ	三四	深海	一四四
ふかめて	九四	ふさへ	一四三
不仗	一四八	ふつま	四三
ふるき	三九		
へだつる	一一一、一二八	矛橋、蔭橋	一〇二
ほぐ、いはふ	一五四	ほよ	一五三
ほびこる	一二九		



マ	まうく	一三一	ま宇す	二二
マ	まさ	一一五〇	まつろへのむけのまにまに	六二
ミ	まゐし	一一六		
ミ	み、み、み	一〇六	みがほし	一〇八
	御言の左吉	七三	三島野	四二
	みちたづたづし	二三	陸奥の小田なる山	六〇
	南	九三	みやこがた人	一一一
	みやで	九六	みをびき	二一
	みをびきしつつ	二一		
ム	むも	八六	むがし	八五、八六、 一三九
	むかへもこぬか	八	むすぼれ	一一七
メ	めぐし	九〇	見	七九
	めし使	九八	めづらし	一一一

モ	もい蒨	一〇四	もて	四四
	もりべ	四七		
ヤ	家持ノ修辭	二七、六、六三、 一三三	やつ代に	一八
	やめづらし	一一〇	夜夫奈美	一五七
ユ	ゆきげ	九三	遊行女婦	一〇
	ゆくへ	五三	ゆりも	四九、 一一三
ヨ	夜床かたさり	八二	よしもさねなし	一四三
	四方の道	一二六	よろしなべ	一〇八
	夜わたし	五二		
レ	戀緒	一四五	連躰格ノ代ニ終止格ヲツカヒタル	九三
ロ	勒	一三八		
ワ	わすれてもへや	一一	和風	三二
エ	ゑまはし	四九		



ヲをやきだちを

四七

をさむ

六三

をつつ

六九

をりあかし

二七

を、みノ間ニ常ノ例ヨリ語ノ加ハレル

五二、六三  
一三三

訂正

二卷一頁山たづの迎かゆかむ

六卷<sup>六七</sup>頁山たづの迎まるでむ

九 九

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '山', '迎', 'まる', 'で', 'む']*

大正十五年六月十五日印刷  
大正十五年六月二十日發行

二百六十部印刷

非賣品

著者 井上 通泰

發行及印刷者 正宗 敦夫  
岡山縣和氣郡伊里村大字穗浪三一〇七番地

印刷所 正宗 活版所  
岡山縣和氣郡伊里村大字穗浪三一〇七番地

發行所 歌文珍書保存會

岡山縣和氣郡伊里村大字穗浪



186  
159

發售  
湘文彙書  
刊會

湖南湘文彙書刊會

伯風

五宗 西 瓊 池

湖南湘文彙書刊會

明倫

五宗 西 瓊 池

湖南湘文彙書刊會

書

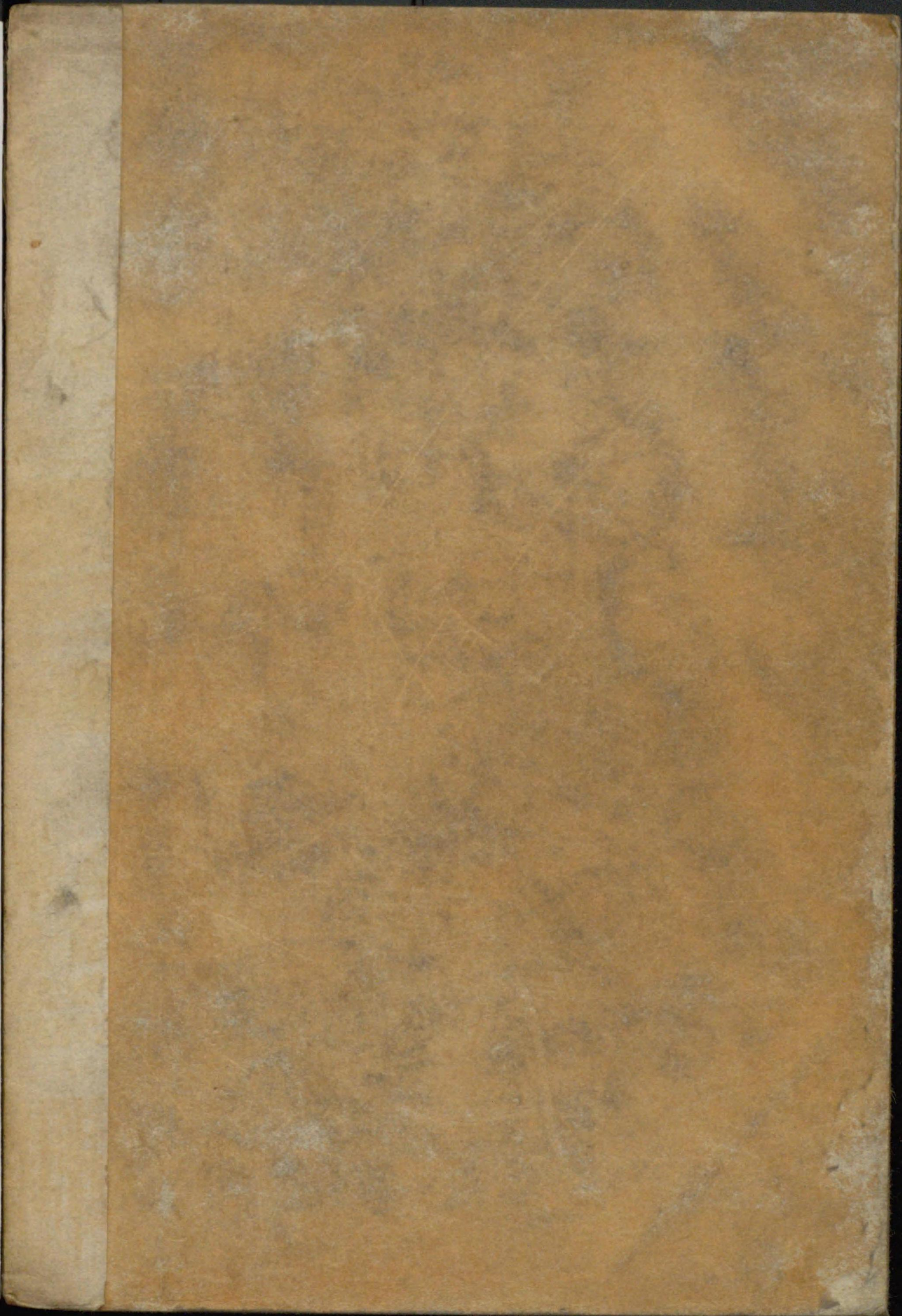
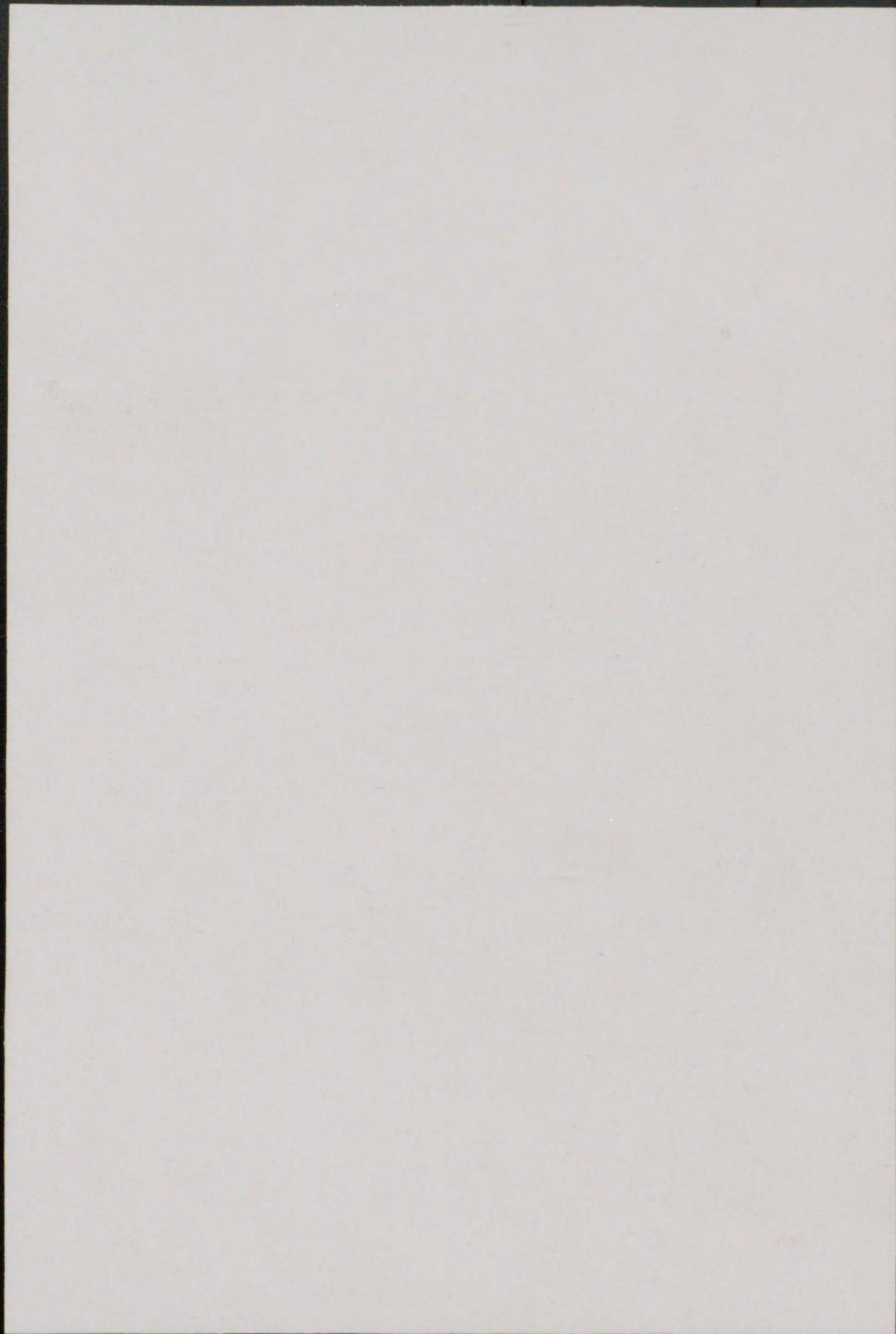
書

大正十五年六月二十日發行  
大正十五年六月十五日印刷

表賣品

二百六十冊





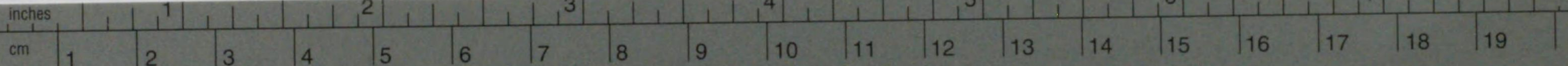


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

